

区市町村民税が非課税であることを証明する書類

0～2 歳児および 3 歳になってから最初の 3 月 31 日までの児童が無償化の対象となるためには、「保育を必要とする事由」を証明する書類に加えて、世帯の区市町村民税が非課税であることを証明する書類（該当年度の区市町村民税非課税証明書等）※を提出する必要があります。

- 1 月から 8 月の期間に認定を希望する場合：前年度の区市町村民税非課税証明書
- 9 月から 12 月の期間に認定を希望する場合：当年度の区市町村民税非課税証明書

※該当年度の 1 月 1 日時点で、練馬区に在住で非課税の申告を行った方は、提出を省略できます。

また、世帯の区市町村民税が課税である場合でも、「保育を必要とする事由」に該当し、以下の基準を満たす場合、非課税世帯と同等に扱う場合があります。

○非課税世帯と同等とみなし、申請ができる場合

対象世帯	提出書類
生活保護法による被保護世帯	生活保護受給証明書
里親世帯	措置決定通知書の写し